

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置く委員会について  
(案)令和元年5月24日  
科学技術・学術審議会  
産業連携・地域支援部会

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会運営規則第2条の規定に基づき、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に以下の委員会を置く。

名 称	調査検討事項
地域科学技術イノベーション推進委員会	地域の科学技術を地域活性化につなげていくに当たり、地域の科学技術に係る現状と課題の把握とともに、取り組むべき方向性・戦略・解決策について検討を行う。
産学官連携推進委員会	オープンイノベーション時代の下、大学における産学連携の取組を加速・最適化させるために必要な充実方策や、イノベーションを一層推進する観点からの知財の効果的な活用方策等について検討を行う。